

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-2

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
四国の海上における南海トラフ地震対策検討業務 東京都港区 R8.4.7～R9.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 水口 幸司 香川県高松市サンポート3-33	R8.4.7	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため。(公募)	45,078,000	44,990,000	99.80%	-	公社	国認定	1者	
後志利別川流域生態系ネットワーク形成検討業務 北海道遠く都せたな町ほか R8.4.10～R9.3.17 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 函館開発建設部長 赤川 裕志 北海道函館市大川町1-27	R8.4.9	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務であるため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続きにより、技術提案を求めたテーマ「後志利別川流域の環境特性、地域特性を踏まえた生態系ネットワーク全体構想を策定する上での留意点について」に対して、総合的に最も高い評価を得た者を特定した。	12,254,000	11,979,000	97.76%	-	公財	国認定	2者	
令和8年度 木曾川上流水防災意識社会再構築推進検討業務 木曾川上流河川事務所 R8.4.11～R9.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所長 貴家 尚哉 岐阜県岐阜市市節町5-1	R8.4.10	共同提案体(設計共同体) (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水防災業務の充実のため、木曾川上流水防災協議会の取組方針に係る検討及び運営補助、水防災関係資料の更新及び出前講座の運営補助を行うものである。 左記業者は技術提案書の提出があった4者のうち、配置予定管理技術者の信頼度・継続教育・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し優れていることから、特定し随意契約を行うものである。	56,925,000	56,925,000	100.00%	-	公財	国認定	4者	
令和8年度 狩野川自然創出検討業務 R8.4.15～R8.12.25 沼津河川国道事務所 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 沼津河川国道事務所長 藤浪 武志 静岡県沼津市下香貫外原3244-2	R8.4.14	共同提案体(設計共同体) (公財)リバーフロント研究所他1者 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、柿田川自然再生事業の調査検討および事業再評価資料作成、狩野川総合水系環境整備事業の検討および資料作成を行うものである。また、変更予定である狩野川水系整備計画を踏まえ、狩野川総合水系環境整備事業の概算事業費を算出し、柿田川自然再生事業においては費用便益分析を行うものである。 左記業者は技術提案書の提出があった2者のうち企業及び配置予定管理技術者の実績・信頼度・評価テーマに対する提案について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから、特定し随意契約を行うものである。	40,854,000	40,810,000	99.89%	-	公財	国認定	2者	
R8荒川下流学習支援検討業務 荒川下流河川事務所管内 R8.4.16～R9.3.29 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 荒川下流河川事務所長 菊田 友弥 東京都北区志茂5-41-1	R8.4.15	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「荒川知水資料館や荒川下流部のフィールドを用いた学習支援を行い、その結果を分析・効果検証から、荒川の治水や自然環境の現状等荒川に関する内容の学習支援プログラムの充実化を図り、生徒達の流域水に関する意識の向上および河川環境保全意識の啓発につなげることを目的とする。」ものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術力や経験が必要とすることから、配置予定技術者の経験及び能力に加え、荒川流域をフィールドとした学習支援プログラムを実施する新たな拠点を検討するための着眼点について技術提案を求めるため、簡易公募型に準じたプロポーザル方式(拡大型)により公募を行ったところ、1者から参加表明書及び技術提案書が提出された。 技術提案書を審査した結果、公益財団法人日本生態系協会は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の経験・能力を備えており、また、「実施方針・実施フロー・工程計画・その他」及び「特定テーマ」に係る技術力を備えていると認められる。 上記より、公益財団法人日本生態系協会は当該業務の実施にあたり適切と認められるため、契約を行うものである。	28,974,000	28,974,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R8淀川地域連携推進調査業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所及びその管内) R8.4.18～R9.3.25 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R8.4.17	(公財)河川財団 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、「淀川管内河川レンジャー(試行)運営要領」(令和6年2月)(以下運営要領)という。)に基づく河川レンジャー活動等を支援及び淀川での地域連携(自治体も含む)における河川事業の推進のための地域連携方策のあり方についての検討を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。 参加可能業者が最低10者以上あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に25者から入札説明書等のダウンロードがなされ、1者から参加表明書の提出があり、その者は参加資格を有していた。 参加資格を有するその1者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	88,374,000	88,374,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
令和8年度 東京港中央防波堤外側地区 国際海上 コンテナターミナル船舶航行安 全対策検討業務 東京都江東区新木場1-6-25 東京港湾事務所 R8.4.21～R9.3.19 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 東京港湾事務所長 小山 真人 東京港湾事務所 東京都江東区新木場1-6-25	R8.4.21	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京港中央防波堤外側地区国際海上コンテナターミナル整備事業(Y3)の施 工に伴い、周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保に必要な対 策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し、 検討するものである。 本業務の遂行にあたっては、海難防止に関する専門的な知見並びに東京港における船 舶の航行管制及び航行実態に精通し、海上工事に伴う一般船舶の航行安全や海難防止 等に関する総合的かつ最新の知見を有していることが必要である。 よって、海難防止に関する専門的な知見及び航行安全等に関する高度な技術力を有する 者から広く知見を求め、業務内容に反映することにより、幅広く高度な検討を行うことが 期待できる。そのため、簡易公募型プロポーザル方式により、以下の特定テーマについて技 術提案を求めた。「近接する Y2 岸壁を利用する船舶の入出港を考慮しつつ、Y3 岸壁に における安全性及び施工の効率性を確保するための航行安全上の留意点」本業務実施に 係るプロポーザル方式により提案された技術提案書を建設コンサルタント等選定委員会 において評価選定した結果、Y1 及び Y2 岸壁に入出港する船舶との競合回避のための 対策等、唯一の技術提案を行った公益社団法人東京湾海難防止協会を特定した。 本業務の実施方針及び、特定テーマに対する技術提案について総合的に判断した結果、 幅広く高度な知識を有し本業務を実施することが適当であるとされたものである。よっ て、会計法第29条の3第4項により、公益社団法人東京湾海難防止協会と随意契約をす るものである。	28,490,000	28,369,000	99.58%	-	公社	国認定	1者	
令和8年度 那賀川流域生態系ネットワ ーク検討業務 那賀川河川事務所 R8.4.25～12.28 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 清水 敦司 徳島県阿南市領家町室ノ内390	R8.4.24	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、那賀川流域における生態系ネットワーク推進検討に関し て、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性・透明性及び客観性が確保され る簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。公募により技術提案書の提 出を求めたところ、1社から提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める提案内 容に合致し、最も優れた提案を行ったと認められた上記業者を特定したものである。	15,994,000	15,994,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
令和8年度九州管内の港湾における広域 港湾BCP検討業務 九州地方整備局管内 R8.5.15～R9.3.16 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官代理 九州地方整備局総務部総括調整官 今津 浩二 福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7	R8.5.15	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、令和6年能登半島地震において地方港湾を含む広域的な港湾間連携の必要 性が示唆されたことを踏まえ、離島・半島といった条件不利地域等を多く抱える九州地域 において、海上からの円滑な被災地支援を実現するため、広域港湾BCPを策定するもの である。 本業務を実施するにあたり、大規模災害時における港湾の広域港湾BCPを策定し、実効 性のある訓練計画を立案するためには、各港湾BCPや災害協定、航路啓開活動などの 広域的な連携が重要であり、港湾機能の早期復旧を図る方法や緊急物資輸送方法など 具体的な対応を検討する必要があるため、受注業者に対しては、1. 予定技術者の経験 及び能力(資格、業務実績、成績及び表彰)、2. 実施方針(業務理解度、実施手順等)、 3. 評価テーマに対する技術提案(的確性、実現性)、4. WLBの推進の観点からプロポー ザルの提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人日本港湾協会 が最適であると判断することから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意 契約を行い業務の円滑な遂行を図るものとする。	21,197,000	21,197,000	100.00%	-	公社	国認定	1者	
石狩川流域における生態系ネットワーク形 成検討業務 北海道庁張部長沼町ほか R8.5.23～R9.5.21 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北海道開発局 札幌開発建設部長 平山 大輔 北海道札幌市中央区北2条西20	R8.5.22	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-21	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号 本業務は企業や技術者に高度な知識と構想力、応用力が求められる検討業務である ため、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価する簡易公募型プロポー ザル方式(拡大型)により、技術提案を求めたテーマ「氾濫原湿地・湖沼における生態系 ネットワーク形成に向けた検討時の留意点について」に対しての実施方針等が他社より 優れ、総合的に最も高い評価を得た者を特定した。	27,951,000	27,951,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	
令和8年度 四国圏域生態系ネットワー ク検討業務 四国地方整備局 R8.5.26～R9.3.19 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 奥田 晃久 香川県高松市サンポート3-33	R8.5.25	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務を遂行するためには、新たな四国圏域生態系ネットワーク形成の発展・継続のた めの今後の取組方針や推進体制、連携・協働の可能性および具体的な対策内容の検討に 関して、高度で専門的な技術が要求されることから公平性・透明性および客観性が確保 される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととする。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、1社から提案があり、総合的に評価した 結果、求める業務内容等に合致し、優れた提案を行った上記業者を特定したものである。	10,032,000	10,032,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和8年度 大規模災害時における港湾機能継続計画実効性向上検討業務 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 中原 正顕 中部地方整備局名古屋市中区丸の内2-1-36	R8.6.3	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、伊勢湾における大規模災害時の緊急物資輸送や物流機能の早期回復を目的とした伊勢湾港湾機能継続計画(以下「伊勢湾BCP」と記す。))の実効性向上を図るため、訓練の実施及び課題等に対する検討を行い、伊勢湾BCP協議会及び作業部会に諮りつつ課題の解決を行うものである。 本業務の契約手続としては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により応募要件を満たした企業且つ、資格要件を満たした技術者を要する者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行った。 審査の結果、公益社団法人日本港湾協会を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。	22,847,000	22,770,000	99.66%	-	公社	国認定	1者	
北陸地域港湾の事業継続計画における実効性向上検討業務 設定しない R8.6.16～R9.2.26 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 北陸地方整備局副局長 成川 和也 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	R8.6.16	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務は、管内の大規模災害発生時において、北陸地域港湾が連携し継続的な物流機能を確保するために策定した「北陸地域港湾の事業継続計画」について、能登半島地震からの教訓や広域港湾BCP策定ガイドラインを踏まえ、改定に向けた検討を行うものである。また、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるため、情報伝達訓練の実施や本業務の検討結果について議論する協議会を開催し、その運営、説明資料の作成、議事録や結果の対応に関する取りまとめを行うものである。 本業務の実施にあたっては、「北陸地域港湾の事業継続計画」の実効性を高めるために実施する情報伝達訓練について、訓練目的及び訓練内容を検討し訓練実施計画を作成するといった専門的な知識を有すること、また、訓練実施計画に基づき訓練を行い、課題を整理し対応策を検討し、「北陸地域港湾の事業継続計画」の改定に向けた改善点について抽出整理するなど、高度な技術を要することから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った。 公益社団法人日本港湾協会は、技術提案書及びヒアリングによる総合評価を行った結果、本業務に対する最も優れた提案を行った者として特定された者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人日本港湾協会と随意契約するものである。	21,395,000	21,098,000	98.61%	-	公社	国認定	1者	
公共測量作業効率化のための調査検討業務 国土地理院 R8.6.19～R9.2.26 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 茨城県つくば市北郷1番	R8.6.19	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号「公募」 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を実施し、評価の結果、左記業者と随意契約を行うものである。	29,139,000	28,981,700	99.46%	-	公社	国認定	1者	
高さ測量のDX(GNSSによる水準点標高決定技術検討業務) 国土地理院 R8.6.19～R9.2.26 測量	支出負担行為担当官 国土地理院長 河瀬 和重 茨城県つくば市北郷1番	R8.6.19	(公社)日本測量協会 東京都文京区小石川1丁目5番1号	1010005004291	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号「公募」 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を実施し、評価の結果、左記業者と随意契約を行うものである。	44,963,600	44,963,600	100.00%	-	公社	国認定	2者	
令和8年度持続的な多自然川づくり推進に関する検討業務 北陸地方整備局河川部河川計画課 R8.6.23～R9.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 北陸地方整備局長 高松 諭 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館	R8.6.22	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	本業務は、『持続性ある実践的多自然川づくりに向けて(平成29年6月)』に基づき、近年の河川行政の動向も踏まえ、持続的な多自然川づくりの推進に向けて、河川環境マネジメントの高度化に向けた検討や、多自然川づくりの各種の技術資料の検討を行うものである。 本業務の実施にあたっては、多自然川づくりや河川環境における高度かつ広範囲な技術力と知識を必要とすることから、簡易公募型プロポーザル方式による選定を行った結果、上記業者は、技術提案書の内容が総合的に適した者と認められるので、特定したものである。 よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、上記業者と随意契約を締結するものである。	66,990,000	66,979,000	99.98%	-	公財	国認定	1者	
水島港水島地区岸壁(-14m)(改良)航行安全検討業務 中国地方整備局宇野港湾事務所長 笹岡 実也 岡山県玉野市港津1-1-3 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局宇野港湾事務所長 笹岡 実也 岡山県玉野市港津1-1-3	R8.6.25	(公社)瀬戸内海海上安全協会 広島県広島市南区的場町1-3-6	2240005012774	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、水島港水島地区岸壁(-14m)(改良)等の工事に関わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し、検討するものである。 簡易公募型(選定段階省略型)プロポーザル方式により、手続開始の公示を行ったところ、1社から参加表明書及び技術提案書が提出された。提出された参加表明書等について資格要件及び専門技術力等から総合的に評価した結果、公益社団法人瀬戸内海海上安全協会を本業務の契約相手方として特定したものである。 以上により、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3項に基づき、同社と随意契約を行うものである。	16,302,000	16,225,000	99.53%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、都道府 県認定の区分	応札・応募 者数	
R8淀川流域生態系ネットワーク形成推進業務 大阪府枚方市新町2丁目2番10号他(淀川河川事務所管内) R8.6.27～R9.2.26 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 淀川河川事務所長 西澤 洋行 大阪府枚方市新町2丁目2番10号	R8.6.26	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20 RJプラザ3F	6013305001887	会計法第29条の3第4項、 予決令第102条の4第3号 本業務は、淀川流域における生態系ネットワークを活用した魅力的な地域づくりのため、「鳴く虫がつなぐ桂川流域生態系ネットワーク協議会」等の運営を補助するとともに、地域住民等への興味関心を高める具体的取組の検討、試行を行うものである。 本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、その内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定する簡易公募型プロポーザル方式である。参加可能業者が最低10者あることを確認のうえ、技術提案書の提出希望者を公募したところ、申請期間内に26者から入札説明書等のダウンロードがなされ、2者から参加表明書の提出があり、2者が参加資格を有していた。 参加資格を有する参加表明書提出者の中から2者を技術提案書の提出者として選定し、提出された参加表明書及び技術提案書を評価した結果、上記業者の提案が他者に比べて総合的に優れており適切な提案と認められたため、上記業者を契約の相手方とするものである。	16,258,000	16,258,000	100.00%	-	公財	国認定	1者	
R8河川水辺の国勢調査(河川版)総括検討業務 東北地方整備局 R8.7.1～R9.3.26 土木関係建設コンサルタント業務	支出負担行為担当官 東北地方整備局長 西村 拓 仙台市青葉区本町3-3-1	R8.6.30	(公財)リバーフロント研究所 東京都中央区新川1-17-24	1010005018655	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務の履行にあたっては、河川水辺の国勢調査に精通しているとともに、生物調査結果の収集・精査・整理に関する専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、簡易公募型プロポーザル方式により技術提案書の提出を求めたものである。 技術提案は、公益財団法人リバーフロント研究所からのみ提出され、提案内容を審査・評価したところ、企業および技術者の経験、能力等に関する必要要件を満足しているほか、全国的傾向分析および変化要因について、人為的要因や気候変動の要因に着眼するなど、的確な提案がなされており、本業務を遂行するに十分な技術力と能力が認められたため、東北地方整備局入札・契約手続運営委員会において、特定されたものである。 以上から、上記業者と契約を締結するものである。	80,003,000	79,970,000	99.96%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。